



平成 26 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社
 (コード番号 1925 東証第一部)
 代表者名 代表取締役社長 大野 直竹
 問合せ先 執行役員 IR室長 山田 裕次
 電話番号 (06) 6342 - 1400

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されている趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 26 年 8 月 1 日 (金)

(参考) 平成 26 年 8 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。 <新設>	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。 附則 第 1 条 <u>第 8 条の変更は、平成 26 年 8 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>(単元株式数)</u> <u>第 8 条 当社の単元株式数は 1,000 株とする。</u> <u>なお、本附則は第 8 条の変更の効力発生後これを削除する。</u>

(ご参考)

【株主優待制度について】

当社は、毎年3月31日現在の株主名簿に記録された1,000株以上を所有されている株主様を対象として、株主優待制度を所有株式数に応じて実施しております。

株主優待制度につきましては、1,000株以上を所有されている株主様を対象とさせていただく予定です。

以上